平成２３年（フ）第５０５号
川崎市高津区子母口770番地　ラ・フォーレ子母口102、前住所川崎市高津区子母口377番地　コーポタニA202
債務者　柏木　　明
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
川崎市高津区子母口770番地　ラ・フォーレ子母口102、前住所川崎市高津区明津155番地元住吉ガーデンハイツ410
債務者　横田よしえ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
川崎市宮前区馬絹1398番地　第一シルクハイツ301
債務者　川端　　正
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
川崎市川崎区浅田４丁目３番11号
債務者　工藤　綾子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１６２号
神奈川県海老名市国分北１丁目21番23―104号
債務者　清水　　茂
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６９号
神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田81番地
債務者　稲葉　　敦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１８９号
横浜市瀬谷区瀬谷１丁目12番地２
債務者　相良亜希子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９４号
横浜市港南区東芹が谷３番15号
債務者　菊地　正記
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０７号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘７番37号　ポルト湘南・茅ヶ崎
債務者　樋渡　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２９号
横浜市緑区上山３丁目30番８号　斉藤方
債務者　岩渕　吉治
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３０号
横浜市緑区上山３丁目30番８号　斉藤方
債務者　岩渕登美子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２９６号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅14棟108号
債務者　小形　秀和
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８４号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目41番地の９　パークサイド湘南台202
債務者　蛭田　友子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９２号
横浜市磯子区久木町18番８―302号
債務者　松崎みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成23年７月25日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成23年９月６日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６７０号
神奈川県大和市下鶴間2773番地１
破産者　藤森　宗則
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　破産管財人　弁護士　大野　美樹
3　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部